

一般社団法人 HOME ステーション 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 HOME ステーションと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告方法)

第3条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示することにより行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、広く一般市民に対し、児童福祉法に基づく児童養護施設出身者等、および支援サポートを必要とする青少年に対して、社会へ羽ばたくための自立・自律支援事業、コンサルティング事業、イベント業務、代行業務等を行い、また児童養護施設等や企業と共に広く社会に働きかけ、協同（力や心をあわせる）することで、青少年が自分らしく生きがいや夢や希望を持って、健康で健全に暮らせる社会の実現を目指し、大阪を中心とした関西圏の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
2. 勤労の意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
3. 障害者若しくは生活困窮者又は事後、災害、若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
4. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
5. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
6. 地域社会の健全な発展を目的とする事業
7. コミュニケーション、心理学教育の普及、啓発及び資格認定事業
8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理、コンサルティング事業
9. 農作物の生産、加工及び販売
10. 疾病予防、健康増進を念頭に置いた飲食店に関する事業
11. 上記、各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、理事の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の社員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 前8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
2. 総社員が同意したとき。
3. 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事の選任又は解任
3. 理事の報酬等の額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度9月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

第 16 条 総社員の議決権の過半数以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 定款の変更
3. 解散
4. その他法令で定められた事項

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第 21 条 当法人に次の役員を置く。

1. 理事 2 名以上 10 名以内を置く。
2. 理事のうち、1 名以上を代表理事とする。
3. 監事 1 名以上を置く。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 4 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終

結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

5 理事又は監事は、第21条に定める定款に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

なお、任期満了後の社員総会開催までの間、みなし理事および監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第28条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第29条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第32条 この法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和2年6月30日までとする。

(設立時役員)

第33条 この法人の設立時役員は、以下のとおりである。

設立時理事 中森 孝史

設立時理事 南 延夫

設立時理事 六田 勝之

設立時理事及び代表理事 福住 文子

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

大阪府堺市中区宮園町6番5-108号

設立時社員 中森 孝史

大阪府大阪市平野区瓜破2丁目3番30号

設立時社員 南 延夫

大阪府大阪市生野区巽中2丁目16番22-504号

設立時社員 六田 勝之

大阪府大阪市生野区巽中2丁目16番22-504号

設立時社員 福住 文子

(任期満了に伴う選任役員)

第35条 この法人の設立時役員の任期満了に伴い、改選され、就任した役員は以下のとおりである。

理事及び代表理事 福住 文子 (重任)

理事及び代表理事 南 延夫 (重任及び就任)

理事 六田 勝之 (重任)

理事 中森 孝史 (重任)

理事 塚升 裕子 (就任)

理事 五味田 匡功 (就任)

理事 松木 俊明 (就任)

第36条 この法人に新たに設置された監事は以下のとおりである。

監事 長谷 隆行 (就任)

(役員の名及び住所)

第37条 この法人の役員の名及び住所は、以下のとおりである。

大阪府大阪市生野区巽中2丁目16番22-504号

理事及び代表理事 福住 文子

大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目6番20-1204

理事及び代表理事 南 延夫

大阪府大阪市生野区巽中2丁目16番22-504号

理事 六田 勝之

大阪府堺市中区宮園町6番5-108号

理事 中森 孝史

大阪府大阪市平野区

理事 塚升 裕子

大阪府

理事 五味田 匡功

大阪府

理事 松木 俊明

大阪府

監事 長谷 隆行

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令に定めるところによる。以上、一般社団法人 HOME ステーションのため、この定款を作成し、役員全員が記名押印する。

令和3年7月31日

代表理事 福住 文子 

代表理事 南 延夫 

理事 六田 勝之 

理事 中森 孝史 

理事 塚升 裕子 

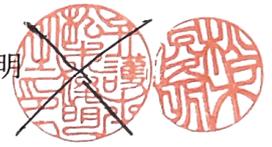
理事

五味田 匡功



理事

松木 俊明



監事

長谷 隆行

